



Unbundling Competition

# 第7回:アジア企業による対欧投資の審査 – 英国競争法とEU離脱

本エピソードでは、当事務所競争法部門パートナーの Adelaide Luke (アデレイド・ルーク、アジア競争法プラクティス統括者、香港オフィス)と、Mark Jephcott (マーク・ジェフコット、ロンドン・オフィス)が、英国競争法制度及び2020年12月31日をもって期限を迎えるEU離脱協定を取り上げ、英国でビジネスを行うアジア企業への影響について説明します。

## 移行期間が終了する 2020年12月31日以降の主な留意点

1. 2021年1月1日付で、EU離脱移行期間が終了し、英国はEU競争法を含むEU法の適用外となる。
2. 英国でビジネスを行う企業はEUおよび英国において並行して企業結合届出を行うこと、また、取引を企図する際やCPに反映させることを検討すべきである。
3. EU離脱以降、英国での売上高はEU売上高に含まれないため、EU企業結合届出基準に満たない可能性がある。
4. 違反行為が疑われた際、英国とEUの両規制当局が並行して調査を行う可能性を考慮し、必要に応じて双方でリエントリー申請を検討すべきである。
5. 今後、時間の経過とともに、英国とEUの競争法のルールがさらに分岐し、異なる二つの法制度についてより理解を深めることが必要になることが予想される。
6. カルテル行為者に対する損害賠償訴訟の際、EUのカルテル調査後のフォローアップ訴訟を含め、依然として裁判地としての英国の人気は高いままであることが予想される。

## 英国競争法について の主な留意点

1. 英国競争・市場庁(CMA)は幅広い権限を有しており、かつ治外法権を有する英国の競争法規制当局である。積極的に規制を行うことでも知られ、仮に当事者に英国国内での売上高がない場合でも管轄権を行使できる。
2. 英国は「任意」の企業結合届出制度を採用しているが、届出を行わない場合、差止命令や完了後の巻き戻し等のリスクがともなう。
3. 英国は企業結合届出基準はEUより低く、対象会社に対して重大な影響を有することとなる場合は審査対象となり、(比較的低基準とされる)15%以上の株式取得も含まれるとされる。
4. 英国とEUの企業結合審査プロセスでは大きく異なる点がある。基本的に英国の審査期間はEUより長期に及ぶ一方で、より柔軟な日程調整も可能とされる。
5. CMAは幅広い執行力を持ち、刑事罰を課することや、企業役員に対し最長15年の役員資格はく奪命令を指示することができる等の権限を有する。

